

第3回 枚方市教育委員会定例会 会議録

開会	平成29年3月13日午前10時00分		閉会	平成29年3月13日午前11時01分	
日程番号	議案番号	案 件			結果
1	報告第12号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 枚方市指定文化財の答申について			聴取
2	報告第13号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について (2) 枚方市特別支援教育コーディネーター支援充実事業に係る非常勤講師設置要綱の改正について			承認
3	議案第22号	平成29年度枚方市教育委員会の主要事業について			可決
4	議案第23号	平成29年度学校園の管理運営に関する指針について			可決
5	議案第24号	枚方市スポーツ推進計画の策定について			可決
6	議案第25号	香里ヶ丘図書館建替え基本計画の策定について			可決
7	議案第26号	枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について			可決
8	議案第27号	枚方市指定文化財の指定について			可決
構 成 員	教 育 長	奈良 渉	構 成 員	教 育 委 員	神田 裕史
	教 育 委 員	吉村 雅昭		教 育 委 員	谷元 紀之
	教 育 委 員	橋野 陽子			
説 明 員	管 理 部 長	君家 通夫	説 明 員	教育環境整備室課長 (教育施設保全担当)	黒川 清
	学 校 教 育 部 長	若田 透		教育環境整備室課長 (学校規模等調整担当)	兼瀬 和海
	社 会 教 育 部 長	中路 清		学 校 給 食 課 長 (副参事級)	前村 卓志
	管 理 部 参 事	俣野 浩一		教 職 員 課 長	大船 純之
	管 理 部 参 事 兼 次 長 兼 教育環境整備室長	益田 正治		児 童 生 徒 支 援 室 課長 (生徒指導担当)	狩野 雅彦
	管 理 部 参 事 兼 次 長	森澤 可幸		学 務 課 長 (副参事級)	早崎 由子
	学 校 教 育 部 次 長	高橋 孝之		教 育 推 進 室 教 育 指 導 課 長	位田 真由子

学校教育部次長 兼 教育推進室長	花崎 知行	教育推進室 教育研修課長 兼 教育文化センター館長	喜多 一友	
社会教育部次長	片岡 政夫		社会教育課長	奥野 美佳
社会教育部次長	山口 俊也		放課後子ども課長	精木 孝充
社会教育部次長 兼 中央図書館長	藤丸 知子		文化財課長 (副参事級)	鈴江 智
児童生徒支援室長 兼 課長(支援教育担当)	田辺 元美		スポーツ振興課長	五島 真紀子
管理部副参事	寺西 光治		中央図書館副館長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎
教育総務課長 (副参事級)	小菅 徹		中央図書館副館長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐
教育環境整備室課長 (教育施設整備担当)	藤井 禎人		記録	教育総務課係長 中島 隆
			傍聴の人数	0人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第3回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において谷元委員を指名いたします。

それでは、日程1、報告第12号「委員会の会議に付した事項の報告について」を議題とします。説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程されました報告第12号、委員会の会議に付した事項の報告について、枚方市指定文化財の答申について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第1号の規定により教育委員会に報告するものでございます。

平成28年第7回教育委員会定例会でご承認いただきました枚方市指定文化財の諮問につきましては、平成28年8月23日に枚方市文化財保護審議会から、平成29年2月23日付けで指定候補とすべきものであるとの答申を受けました。指定候補とされたものは、三浦蘭阪関係資料（追加）員数4点、種別は歴史資料でございます。文化財的な価値などの評価につきましては、議案書3ページの枚方市文化財物件調書に記載しておりますので、ご参照ください。

以上、報告とさせていただきます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第12号の聴取を終結します。

続きまして、日程2、報告第13号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程いただきました報告第13号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

ご報告いたしますのは、臨時代理事項でございますとおり、臨時代理第19号及び第20号でございます。これらの2件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務

等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、臨時代理事項第19号より順次ご説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により平成29年2月21日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

1. 委員の解嘱でございますが、このたび株式会社FC T I A M O推薦の堀口龍佑委員から、平成29年2月21日をもって辞任したい旨の申し出がございましたので、解嘱したものでございます。

2. 委員の委嘱でございますが、株式会社FC T I A M O代表取締役の村島孝史氏でございます。任期は、前任の堀口委員の残任期間である平成29年2月22日から平成30年6月19日までとし、委嘱理由は堀口龍佑委員の辞任に伴い後任を委嘱するものでございます。

7ページの枚方市スポーツ推進審議会委員名簿をごらんください。

こちらが平成29年2月22日以降の枚方市スポーツ推進審議会委員の一覧となりますので、ご参照ください。

以上、甚だ簡単ではございますが、臨時代理第19号のご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 続きまして、臨時代理第20号、枚方市特別支援教育コーディネーター支援充実事業に係る非常勤講師設置要綱の改正について、ご説明いたします。

議案書8ページをごらんください。

本件は、支援教育コーディネーターに係る非常勤講師の適切な人材確保と指導の継続性を図るため、枚方市特別支援教育コーディネーター支援充実事業に係る非常勤講師設置要綱を改正するにあたり、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年2月28日付けで教育長が臨時代理を行ったものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書11ページからの参考資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、11ページをお開きください。

要綱の名称ですが、大阪府におきましては、「特別支援教育」を「支援教育」と統一して称しておりますことから、「枚方市特別支援教育コーディネーター支援充実事業」を「支援教育コーディネーター支援充実事業」と改めるもので、以下、特別支援教育につきましては同様の整理でございます。

続きまして、下段、第3条についてでございますが、先ほど申し上げました人材確保と継続性の観点から、12ページにお移りいただきまして、第3項を削除し、第2項におきまして、「ただし、再委嘱を妨げない。」という文言を加えるものでございます。その他につきましては、非常勤講師に係る他の事業、要綱との整合性を図るために文言の整理を行ったものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、報告第13号、臨時代理事項、臨時代理第19号、第20号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第13号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

続きまして、日程3、議案第22号「平成29年度枚方市教育委員会の主要事業について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました議案第22号、平成29年度枚方市教育委員会の主要事業につきまして、ご説明いたします。

議案書14ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

1の内容でございますが、次の15ページをごらんください。

平成29年度枚方市教育委員会の主要事業といたしまして、第5次枚方市総合計画第1期実行計画に掲げている事業、枚方市教育振興基本計画の基本方策に掲げる取り組みに該当する主な事業につきまして、枚方市教育振興基本計画の基本方策ごとに設定するものでございます。

基本方策1につきましては、1. 小中一貫教育推進事業(学力向上)を初め、5事業でございます。

基本方策2につきましては、6. 学校給食における地元農産物利用促進事業を初め、8事業でございます。

基本方策3につきましては、14. 教育フォーラム開催事業を初め、4事業でございます。

基本方策4につきましては、18. 支援教育充実事業でございます。

基本方策5につきましては、19. 預かり保育事業を初め、2事業でございます。

基本方策6につきましては、21. 小中一貫教育推進事業(地域とともにある学校づくり)でございます。

基本方策7につきましては、22. 学校安全監視事業を初め、5事業でございます。

16ページをごらんください。

基本方策8につきましては、27. 教育の情報化推進事業を初め、9事業でございます。

基本方策9につきましては、36. 社会教育推進事業を初め、11事業でございます。

基本方策10につきましては、47. 文化財啓発普及事業を初め、9事業でございます。

主要事業全体では55事業となっており、このうち4件が新規事業でございます。

それでは、新規事業の内容について、ご説明いたします。

16ページの上から二つ目の項目、28. 小中学校教育用ICT機器等整備事業は、子どもたちの

主体的、協働的な学びを進め、情報活用能力をさらに育むため、より効果的な教育用 I C T 機器の整備を推進するため、平成29年度から小中学校のコンピュータ教室の機器の更新に合わせ、タブレット型パソコン等の I C T 機器を計画的に整備するとともに、教員が I C T 機器を効果的に活用するため、授業づくりや教材作成の支援を行う I C T 支援員及び I C T 機器を活用した授業のサポートを行う I C T サポート員を配置するものでございます。

次に、33. 津田南小学校少人数教室等整備事業は、児童数の増加により、平成30年度から教室の不足が予測されることから、少人数教室、コンピュータ教室等の整備を行うものでございます。

また、38. 図書館分室等の見直し事業は、枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方、案に沿って、大きな変更を行う分室については個別の見直し計画の策定に向けて、地域への説明、協議を進めるものでございます。

39. 香里ヶ丘図書館建替え事業は、枚方市立図書館第3次グランドビジョンを踏まえ、香里ヶ丘図書館建替え基本計画に沿って民間ノウハウを活用し、より効果的・効率的に事業に取り組むため、プロポーザル方式によって設計事業者を選定し、建築設計に取り組むものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第22号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 今回、この教育委員会の主要事業を枚方市教育振興基本計画に基づいて、この基本方策10点についてわかりやすく事業をうまく分類していただきました。これに伴い、学校園及び市民に主要事業がよりわかるような形で広げていただけたらと思っています。ホームページ等でされてると思うんですけども、また後で触れますが、金沢市の資料をいただきまして、金沢市学校教育振興基本計画のリーフレットに、金沢市は6点の基本方策が、取り組むべき施策の考え方等全てわかりやすく載っています。こういうものを市でも考えておられると思いますが、市全体で取り組むべき方向がわかるような形で、また考えていただけたらと思っています。

○奈良教育長 ほか、ありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第23号「平成29年度学校園の管理運営に関する指針について」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第23号、平成29年度学校園の管理運営に関する指針について、ご説明いたします。

議案書17ページをごらんください。

本件につきましては、文部科学省の学習指導要領や大阪府教育委員会によります市町村教育委員会に対する指導助言事項、合わせて市の「第5次総合計画」「教育大綱」、並びに教育委員会におきます「教育振興計画」等を踏まえ、毎年度、本市教育委員会が市立学校園に対する指導助言の基本方針として、学校園の管理運営に関する指針を策定するにあたり、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

別紙の平成29年度学校園の管理運営に関する指針（案）をごらんください。

今年度大きな変更点といたしましては、主に2点ございます。

1点目は、今年度策定の枚方市教育振興基本計画の基本方策に沿って、具体事項14点を示しました。

2点目は、平成28年度は留意点、重点課題として示しておりましたものを、平成29年度は＜基本的な方向性＞＜最重要課題＞＜取り組み事項＞という形で整理をいたしました。

では、表紙を1枚おめくりいただき、目次をごらんください。

本指針の構成でございますが、「はじめに」に続きまして、「枚方市教育振興基本計画（抜粋）」「教育目標」、そして「具体事項」として基本方策7項目に沿って、14項目を挙げております。

右側1ページをごらんください。

「はじめに」の第1段落では、急速に進展する少子高齢化やグローバル化など、日本の教育を取り巻く状況について記載をしております。

第2段落は、国における学習指導要領改訂の趣旨を、第3段落におきましては、大阪府の動き、第4段落以降は、本市の教育について記載をしております。

下段、第5段落2行目をごらんください。

本指針では、教育委員会と学校園が一体となって本市の教育を推進していくために、基本的な方向性や取り組みの重点について定めるとしております。

具体的には、下から3行目、平成29年度は特に各学校の校内研修や校内研究体制を確立・充実させること。2ページにお移りいただきまして、1行目、また、体力向上に向けた取り組みを行うこと。2行目、いじめの未然防止と体罰の根絶に取り組むことなどについて記載をしております。

最後は、各学校園は校長のリーダーシップとマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、常に「すべては子どもたちのために」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取り組みを展開する、と結んでおります。

3ページにお移りいただきまして、枚方市教育振興基本計画（抜粋）におきましては、今年度策定の教育振興基本計画の抜粋を掲載しております。

主には、1. 計画の位置づけ、2. 計画期間、3. 教育方針を踏まえた教育目標、そして基本方策という流れになっています。

それでは、それぞれの具体事項について、主な変更箇所についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、基本方策1. 確かな学びと自立を育む教育の充実の1. 学校園運営体制についてをごらんください。

1. 学校園運営体制につきましては、まず、＜最重要課題＞3項目目において「義務教育9年間を見通した学力向上の取り組み推進を学校経営の重点課題に位置づけること」を新たに加えております。

7ページの2. 学習指導についてをごらんください。

まず、＜基本的な方向性＞でございますが、教育振興基本計画を踏まえて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成や9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続など、小中一貫教育を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図る、と記載をしております。また、次期学習指導要領の改訂案が示されたことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び家庭学習等の学習指導の充実についても加えております。合わせまして、研究指定校の研究・実践等を積極的に取り入れることについても追加をいたしました。

続きまして、8ページ＜最重要課題＞でございますが、4点を挙げております。

1点目は、中学校の教科会、小学校の学年会の位置づけと授業改善に向けた「H i r a k a t a 授業スタンダード」に基づく授業づくり、2点目は、校内研究の充実と公開授業の実施、3点目は、家庭学習の定着、4点目は研究指定校の取り組みを取り入れることを挙げております。

次に、＜取り組み事項＞における主な変更点でございますが、教育課程におきましては、(1) 次期学習指導要領を受けて準備を進めること、を追加をしております。

授業づくりにおきましては、(4) 「H i r a k a t a 授業スタンダード」を踏まえた授業スタイルを各学校で研究・実践をすること。

(5) 「全国学力・学習状況調査」「チャレンジテスト」の全教員による問題分析と児童・生徒の実態把握、授業改善に活かすこと。

(6) 授業改善を進めるための授業参観シートやビデオを活用した授業研究を行うこと。

(7)、(8) では、授業評価・検証を行うこと。授業評価を通じた授業改善のシステムづくりについて追加をしております。

9ページに移っていただきまして、学習評価では(10) 小学校において、指導方法の改善・評価活動の充実に活用するため、学年末テスト等を実施することを追加しております。

読書活動におきましては、(15) 今年度策定されました「第3次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取り組みの推進。

英語教育では、(18) 平成32年度実施の5・6年生の外国語科及び3・4年生の外国語活動の導入に向けた取り組みについて。

10ページにお移りいただきまして、教科・領域等の指導では、(29)学校教育全体で体力づくりに取り組むことと、小学校の水泳指導の充実を追加しております。

11ページの安全・保健指導におきましては、(33)理科実験事案を受けまして、実験・実習や実技指導における安全管理について配慮をすること。

(36) 組み立て体操について、本年度、市教育委員会で作成をいたしましたガイドラインに基づくことを追加しております。

指導方法の工夫改善では、(38)加配教員の効果を検証するという観点から、指導方法の工夫・改善において、短期的な効果検証をできる指標の設定に努めること。

(39) 自然・社会体験のため、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設の有効活用を追加しております。

続きまして、13ページ、3. 進路指導についてをごらんください。

<最重要課題>におきましては、キャリア教育を児童・生徒の人生、社会を切り開くための教育等を明確に位置づけ、実施することを明確にいたしました。

続きまして、15ページ、基本方策2. 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実の中の4. 道徳教育についてをごらんいただけますでしょうか。

<基本的な方向性>におきまして、平成30年の「特別の教科 道徳」で求められていること、また教科化に向けての研究の重要性を述べております。

その点を踏まえまして、<最重要課題>の3項目目に、質の高い多様な指導方法や評価の在り方について、計画的に研究することを示しております。

続きまして、17ページをお開きいただき、5. 人権教育についてをごらんください。

人権教育につきましては、18ページ下段<取り組み事項>の(12)学校における性的マイノリティとされる児童・生徒の理解を深め、児童・生徒が相談しやすい環境を整えることを明確にいたしました。

続きまして、19ページ(15)平成28年12月部落差別の解消の推進に関する法律が施行されましたことを踏まえ、同和教育の推進を明確にするため、新たに項を加えました。

続きまして、21ページ6. 健康教育についてをごらんください。

<基本的な方向性>におきまして、保護者を委員とした学校保健委員会の実施につきましては、大阪府教育振興基本計画における平成29年度目標値が100%となっており、本市においても健康づくりを推進していくことが課題であることを踏まえまして示すとともに、最重要課題においても、年1回以上開催することを追記をいたしました。

<取り組み事項>の中の体育活動におきましては、大阪府が推奨している体操とダンスの活用についても追記をしております。

続きまして、24ページ7. 特別活動・その他の教育活動についてをごらんください。

7. 特別活動・その他の教育活動についてのうち、<最重要課題>3項目目の中学校の部活動につきまして、文部科学省からの通知を受け、練習時間や休養日の設定を適切に行うことを追加をいたしました。

続きまして、26ページ、基本方策3. 教職員の資質と指導力の向上の中の8. 教職員の服務に

ついてをごらんください。

教職員の服務につきましては、＜取り組み事項＞27ページの（16）長時間勤務の縮減に向けた取り組みは喫緊の課題であり、市町村教育委員会に対する指導助言事項にも明記されているため、追加をしております。

続きまして、28ページ9．教職員研修についてをごらんいただけますでしょうか。

＜基本的な方向性＞におきましては、法令等に整合させるとともに、本市の教職員の資質と指導力の向上に向けた目標及び方向性を示しております。

また、＜最重要課題＞におきましては、本市教職員研修の重点課題であります人材育成、授業改善と校内研究、研修の充実を加えまして、3項目目において研修での学びの伝達実践について示しております。

＜取り組み事項＞29ページ、授業改善（6）、（7）につきましては、学習指導要領に基づいた授業改善の取り組みの推進について示しております。

また、30ページにお移りいただきまして、（15）におきましては、研修受講に当たっての留意点についての指導について、管理職に意識を促すこととして示しております。

続きまして、31ページ、基本方策4．「ともに学び、ともに育つ」教育の充実の中の10．支援教育についてをごらんください。

支援教育につきましては、＜基本的な方向性＞＜最重要課題＞におきまして、障害のある者となない者が同じ場で可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえました支援教育の取り組みの推進を新たに加えております。

続きまして、34ページ、基本方策5．幼児教育の充実の中の11．幼稚園教育についてをごらんください。

＜最重要課題＞におきまして、次期幼稚園教育要領の全面実施を踏まえて記載を追加しております。

取り組み事項、35ページの幼保小等の円滑な接続につきましてはの（6）幼保小の合同研修会や保育参観と相互理解に努める内容を追加しております。

続きまして、35ページ、基本方策6．地域とともにある学校づくりの推進の中の12．学校園・家庭・地域の連携についてをごらんいただけますでしょうか。

＜基本的な方向性＞におきまして、教育振興基本計画において、コミュニティスクールなど学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に取り組むことが示されていることから、開かれた学校園から地域とともにある学校園への転換が求められることを示しております。

また、36ページ＜取り組み事項＞におきまして、（11）児童の安全確保の観点から、留守家庭児童会室との連携について追加をしております。

続きまして、37ページ、基本方策7．学びのセーフティネットの構築の中の13．安全についてをごらんいただけますでしょうか。

安全につきましては、取り組み事項、38ページの10におきまして、大阪府自転車条例が平成28年4月に施行されたことを踏まえ、保険加入の義務づけの周知及び促進を明示しております。

続きまして、39ページ、14．生徒指導についてをごらんください。

生徒指導につきましては、42ページにお移りいただきまして、(16)薬物乱用防止教育について、学校保健計画の中に位置付け、学校教育活動全体で取り組むことを新たに加えました。

具体事項についてのご説明は以上となります。

以上、簡単ではございますが、議案第23号、平成29年度学校園の管理運営に関する指針の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 質疑というよりも、意見ですが、今回、基本方策を踏まえて、内容を新たにされて非常に見やすくなったと思います。

まず初めのところで、先ほど若田部長からも説明がありましたように、初めの1ページ目の最後の段落ですが、枚方市が今後どういう方向で取り組んでいくのか、非常にわかりやすく明記されたと思っています。本市の教育目標の実現に向けて、9年間を見通した教育課程云々とか、校内研修等の授業改善、また次に、体力向上、人権教育の観点と。学校教育部においては、その大きな柱が初めに述べられておりますので、次の具体的な方策の中で、それが具体的により書かれていると思います。

その中で1点言わせていただきたいのは、7ページの基本方策1の2. 学習指導の3行目<基本的な方向性>の9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続など、小中一貫教育を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図り、その中で取り組んでいくということがありますが、この教育課程の編成というのを教育委員会はどう捉えるのかということを持っておかなければならないと思っています。

今年度、各中学校区で、この小中の教育課程の作成ということで指示はされてきましたが、これは基本的には小・中学校の学習指導要領に基づいての教育課程がありますので、それにプラスどういうものを教育課程に組み込んでいくかということが基本的にあろうかと思っています。その中で、全体の1,000時間ぐらいの教育課程がありますが、それを全て編成というのはつくっても、中身を把握するのはどうしても難しいと思っています。

来年度ですね、これを具体的にどう取り組んでいくのかという時に、この教育課程の編成をどう活かすかということになろうかと思っています。この辺でやはり教育委員会として、各学校園に、特に小・中学校にどういう形でその指針をもとに説明をしていくかということになろうかと思っています。

その中で、先ほども言いましたが、金沢市教育委員会の小中一貫の取り組みは非常に具体的に書いてあります。金沢市では、この子ども像というのは教育委員会が示しており、それに基づいて中学校区において共通の取り組みとして、5点挙げられていますね。要するにその小学校の教育課程には中学校との教育課程の関連はどこなのか、また中学校の教育課程には小学校との関連した教育課程はどこなのか、それを明記しましょうということが示されております。ですから、A中学校区では、小学校の国語と中学校の国語はこの部分が関連しています。ある単元につながっていますねとか、算数と数学ではこうですねとか、そのようなことを小中の連携の中で意識し

てやっていきたいと思いますというような意味だと思っんですね。ですからそういう意味で、この教育課程の編成というものをそういう概念で取り組む場合は、小・中学校の教員がどう把握していくかということを示していく必要があると思っています。

あと、小中一貫教育を枚方市で取り組んでおりますが、あと4点は、今、枚方市が小中連携の点からやってるのと、ほぼ同じだと思っています。どういことかと申しますと、推進体制の構築、2点目が児童・生徒の交流、3点目が教員相互の授業参観、4点目が情報発信。3点目に申しました教員相互の授業参観というのは、それぞれの学校の研究授業をお互いに見るということで、これは枚方市がやっっているものですね。その中で課題をお互いに理解していこうという取り組みがされておりますが、この点では非常に各小・中学校が小中一貫というものに取り組みやすく示されてるということ視察で学んできました。そういう中でこの小中一貫教育というのを今後詰めていく場合は、この辺のところも参考にしながら、今あるものをできる形でどう進めていくかということ教育委員会で示していく中で、この指針を下ろしていく必要があるということ改めて思いましたので、意見として言わせてもらいます。

○奈良教育長 ほか、質疑ありますか。

谷元委員。

○谷元委員 今回の指針については、昨年6月に策定された枚方市教育振興基本計画に基づき作成されているというのがよくわかりました。そのため、大幅な見直しをされました。私もいくつか意見を述べましたが、大変ご苦勞をかけたと思っています。

この平成29年度学校園の管理運営に関する指針は、校長が経営方針を示す上でも大変重要なものです。また、各学校園が教育計画を作成する時の指針となるものです。基本方策、基本的な方向性や最重要課題、取り組み事項など、わかりやすく、見やすくなったと思っいます。

今後は、この指針を枚方市の学校園に追加や変更点などを詳しく説明し、指針に基づく積極的かつ特色ある取り組みを進めるよう、周知徹底を図り、教育目標の具現化に努めていただくよう、よろしくお願ひしたいと思っいます。

○奈良教育長 他に質疑ありますか。

吉村委員。

○吉村委員 事前に色々意見等言わせていただきまして、かなりの短時間ですごくまとまった状態を出していただいて、非常にありがたいと思っいます。これが全てではなくて、これから各課題等、この指針に応じて、各学校から意見等が様々出てきますので、修正等を加えていくということもまた次年度に向けて、あるいはその次に向けてあろうかと思っっております。

一つだけ、ここにあまり書かれていない内容も含めて、こういうことを実施するために子どもたちの視点を大事にしていくということですが、教職員を元気にさせるということもすごく大事なものだと思っいます。したがって、教職員のメンタルヘルス面でのサポート体制、労働安全衛生法等の視点に立ったものを、管理職と言われている校長か教頭及びその学校の中でリーダーとなる方々が、その精神をしっかりと遵守しながらサポートして、先生方を元気にすることがすごく大事だと思っいますので、もちろんとられてるところはあると思っんですけれども、また何らかの形で教職員のメンタルヘルス等についてももう少し書きぶりの中で膨らませていただくと、より

先生方が自分たちのこともしっかりこの中に落とし込んでもらっているということがわかるようにしていけば、よりいいと感じております。

以上です。

○奈良教育長 ほかに質疑ありますか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程5、議案第24号「枚方市スポーツ推進計画の策定について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程いただきました議案第24号、枚方市スポーツ推進計画の策定について、ご説明いたします。

議案書の18ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙、枚方市スポーツ推進計画(案)をごらんください。

こちらは、2月13日の教育委員会協議会でご指摘いただいた箇所を修正したものでございます。今回、修正箇所の説明をさせていただきます。

計画の本文中にあります、「高齢者スポーツ」「障害者スポーツ」に、それぞれ「の」を加え、「高齢者のスポーツ」「障害者のスポーツ」に修正し、第3章. 5(5)障害者のスポーツの促進の項目につきましては、説明文中の障害に応じてスポーツができる条件を、障害に応じたスポーツ(アダプテッド・スポーツ)ができる条件に修正いたしました。

また、アダプテッド・スポーツの追記に伴い、資料編の用語集に説明文として「一人一人の発達状況や身体条件に適應させたスポーツ」を加筆いたしました。

別紙の説明は以上でございます。

なお、枚方市スポーツ推進計画策定後につきましては、市議会議員の皆様にお配りするとともに、市ホームページを通じて広く市民に周知を図る予定でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第24号、枚方市スポーツ推進計画の策定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程6、議案第25号「香里ヶ丘図書館建替え基本計画の策定について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程いただきました議案第25号、香里ヶ丘図書館建替え基本計画の策定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の19ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙、香里ヶ丘図書館建替え基本計画(案)のとおりでございます。

本日は、策定経過の概要のみご説明いたします。

築42年を経て、老朽化の進んだ香里ヶ丘図書館を建替えることで、香里ヶ丘地域におけるまちの魅力を向上させるため、滞在型、課題解決型など五つのコンセプトと、それらを実現するための手法を盛り込んだ香里ヶ丘図書館建替え基本計画(素案)を、昨年11月開催の教育委員会協議会及び文教委員協議会において報告いたしました。

翌月の12月に市民アンケートと説明会を実施し、その市民アンケート等の結果を反映した香里ヶ丘図書館建替え基本計画(案)を、2月に開催いただきました教育委員会協議会及び文教委員協議会において報告いたしました。

本日お示ししております別紙の案につきましては、2月にお示した案からの修正は、軸修正のみで、内容についての修正はございません。

今後でございますが、来年度、この計画に基づき、プロポーザル方式により図書館設計において、提案能力を有した設計事業者の選定を行い、基本設計及び実施設計を行う予定としております。

また、そのための附属機関、香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会を4月1日を施行日として設置いたします。

なお、この香里ヶ丘図書館建替え基本計画は、市議会議員や社会教育委員等への配付を行うとともに、図書館窓口や市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図る予定でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第25号、香里ヶ丘図書館建替え基本計画の策定

についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程7、議案第26号「枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程されました議案第26号、枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の20ページをお開きください。

本議案につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

規則改正の趣旨でございますが、平成28年度において、香里、枚方、津田南、殿山第一、船橋留守家庭児童会室の建替え及び増築を実施し、受け入れ児童数の拡大を行いました。

また、平成29年度より、新たに旧専用室を利用して、牧野、枚方第二、伊加賀留守家庭児童会室を増販いたします。

つきましては、枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の別表にて規程している留守家庭児童会室の定員を変更するため、同規則の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について、22ページの新旧対照表でご説明いたします。

本件一部改正におきましては、別表、枚方市立香里留守家庭児童会室の項中、50を100に、平
方市立牧野留守家庭児童会室の項中、139を179に、枚方市立枚方第二留守家庭児童会室の項中、
100を148に、枚方市立枚方留守家庭児童会室の項中、98を148に、枚方市立津田南留守家庭児童
会室の項中、125を174に、枚方市立殿山第一留守家庭児童会室の項及び枚方市立船橋留守家庭児
童会室の項中、50を100に、枚方市立伊加賀留守家庭児童会室の項中、100を150に、それぞれ改
めるものでございます。

恐れ入りますが、21ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則の施行日につきましては、平成29年4月1日と定めております。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第26号、枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 今回、留守家庭児童会室の条例施行規則の改正ということですが、これは来年度から対象児童が5年生になるということを踏まえての定員増もあると思います。先般、津田南小学校がこの174名を上回ると予測されているとの状況をお聞きしまして、再来年度は6年生ということで、どの程度入室かわかりませんが、今後、ハード面で、教室、児童会室の定員を確保できるのかどうか、その見通しをお聞かせいただけたらと思います。

○奈良教育長 精木放課後子ども課長。

○精木放課後子ども課長 留守家庭児童会室は昨年11月の下旬から1月末まで申し込みがありまして、その申し込みをもちまして定員を設定して、できるだけ児童を受け入れていくという方向ではあります。しかし、ここ数年の1年生から4年生までの増加に伴いまして、平成28年の当初には、もう平成29年度中には建替え及び増築での受け入れがかなり難しいということもありましたので、昨年9月ぐらいから教育委員会に来たということもありまして、管理部や学校教育部とも連携いたしまして、学校にも事情等を説明して、できる限り学校の教室をお借りするというところで、この間調整をしまっていました。

今回につきましては、結果的には今のところ、昨年度の受け入れの校数で言いますと、18の学校で元々借用の予定教室が22というのが4月1日の状況ではありましたが、次年度につきましては、25の学校で28のクラスをお借りするというところで教室の確保をする予定です。これは単純に数が増えたということ、増築等により、学校等にもお返しする教室もかなりありましたが、それ以上にお借りする教室を確保することで、一定これは学校にも事情は説明はしております。平成30年度までいくと確実に超えるという学校につきましても、教室を確保することで一定数の、例えば1教室当たりで大体50人程度の、建物と同じぐらいの人数の枠を確保できますので、そのようなどころをご説明させていただきながら、平成30年度につきましては一定見通しを立てて確保しておりますので、かなりの割合で同じ状況ほどの確保数は来年は必要ないと思います。1月末現在で4,411人で、お子さんが500人程度増えているということで、まだ1年生から4年生までが増加傾向にあるので、早い時期から学校と調整しながら進めていきたいということを今のところ考えています。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 平成30年度も踏まえて計画をされているということですので、先ほど説明がありましたように、学校長とも十分協議をされて、有効活用できるような中で確保していただけたらと思います。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程8、議案第27号「枚方市指定文化財の指定について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程されました議案第27号、枚方市指定文化財の指定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の23ページをお開きください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第15号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

指定する物件は、三浦蘭阪関係資料(追加)員数4点、種別は歴史資料、所在地は車塚2丁目1番1号、所有者は枚方市でございます。

三浦蘭阪関係資料は、三浦蘭阪(1765~1843)が医業に従事するかたわら、本草学や国学などの影響を受けて様々なものを蒐集した資料群で、著述書類、文書、記録類、書状類、彫刻、書跡、絵画類に大別することができ、平安時代から鎌倉時代の法隆寺文書や中世の大山崎の社家文書などの古文書を多く蒐集していることを特徴とし、点数は2,716点上ります。これらは蘭阪の事跡を知る上で基本資料であり、三浦家伝来の一括資料としても価値があるとして、平成22年4月1日に有形文化財に指定しております。

平成28年、枚方市は三浦家から新たに地主大法師奉賀状(寿永2年-1183)、僧幸心永作手田売券(文永7年-1270)、阿闍梨慶明灌頂状(弘安10年-1287)の古文書3点及び和鏡1点の寄贈を受けました。古文書3点は、平成22年の指定時にその存在が認識されていたものの、現物を確認できなかったものであり、これら3点の古文書及び和鏡1点は三浦家伝来の資料であることに間違いのないため、先に指定した2,716点に追加して、総数2,720点の指定とするものでございます。

指定日は、平成29年4月1日でございます。

以上、議案第27号、枚方市指定文化財の指定について、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

○吉村委員 所有者、所蔵に関して、この場所にあるということですが、以前、史跡がこの近隣にあると聞いてるんですけども、参考のために、これに関連したところがあれば教えてください。

○奈良教育長 鈴江文化財課長。

○鈴江文化財課長 三浦蘭阪に関する史跡でございますけれども、元々牧野阪で医業に従事しておられた。その子孫の方から文書については寄附をいただいたんですけれども、どうもその屋敷跡については市に寄贈を受けて、「らんぱん公園」という公園として牧野阪の村の中に設置されております。ただし、史跡という文化財の指定はしておりません。その屋敷跡ということで寄贈は、土地の寄贈を受けて公園にして、公園みどり推進室のほうで管理をしているところでございます。

○奈良教育長 他に質疑ありますか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成29年第3回枚方市教育委員会定例会を閉会します。

署 名

奈 良 涉

谷 元 紀 之
